

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
富士見市大字鶴馬字名シ久保二 六二三番六地先から同市鶴瀬東 一丁目二六六二番二〇地先まで		区 間
九・六五〇 一六・一四	七・三五〇 一四・二二二	敷地の幅員 (メートル)
二七九・六一		延長 (メートル)
区画整理事業及び 歩道整備事業による。		備 考